

小牧市中小企業振興基本条例 解説

目 次

1	前 文	1
2	目 的	2
3	定 義	2
4	基本理念	4
5	中小企業の支援体制	
	①市の責務	5
	②中小企業者の努力	5
	③小規模企業者の努力	6
	④商工会議所の努力	7
	⑤中小企業団体の努力	7
	⑥大企業者の役割	8
	⑦金融機関の役割	9
	⑧支援機関の役割	9
	⑨大学等の役割	10
	⑩市民の理解及び協力	10
6	基本的施策	
	①経営の安定化	11
	②新事業展開の促進	11
	③人材の育成及び確保の支援	12
	④地域商業の活性化	12
	⑤職業観及び勤労観の育成	13
	⑥小規模企業者への配慮	13
7	その他の事項	
	①施策の推進に係る措置	14
	②財政上の措置	14
8	附則	14

(前文)

小牧市は、中部圏の交通の要衝としての恵まれた条件を基盤に、積極的な企業誘致を図り、ものづくり、食及び暮らしを支える多様な企業が立地する県下有数の内陸工業都市として発展してきた。中でも、小規模企業を始めとする多くの中小企業は、それぞれの事業活動を通じて地域経済をけん引するとともに、地域と共に歩み、地域社会の担い手としてまちづくりに貢献してきた。

今日、経済の国際化による企業間の競争の激化、国内の少子高齢化による人口減少社会の到来等中小企業を取り巻く経済的社会的環境は大きく変化している。

このような時代において、中小企業は、多様で活力ある発展をしていくために、自らの創意工夫により、その機動性及び地域性を発揮し、経営の安定化を図るとともに、新たな事業展開に取り組んでいく必要がある。また、市、愛知県、小牧商工会議所、中小企業団体、大企業、金融機関、支援機関、大学等及び市民の地域社会の各主体は、中小企業の存在及び役割の重要性を共有するとともに、一体となって連携し、果敢に挑戦する中小企業を支えていかなければならない。

そして、中小企業が、引き続き、地域社会の形成及び発展、雇用並びに多様な人材の社会参画を支え、ひいては市民生活の向上をもたらす重要な役割を果たす主体として地域に貢献し、地域社会と協働していくことにより、地域と中小企業の活力の好循環が生まれ、その活力は、次代を担う子供たちが将来の夢を描くことができ、小牧市民憲章に掲げる「希望と働く喜びのある活気あふれるまち」の実現につながっていくものと確信する。

私たちは、更なる地域社会の発展及び市民生活の向上の実現を目指す上で、自ら挑戦する中小企業と共に中小企業の振興を図るため、ここに、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、この条例を制定する背景や趣旨などを示すとともに、中小企業の果たしている役割やその重要性、中小企業振興の必要性など条例全体の考え方を明示しています。

【解説】

1 段目では、本市の特徴や変遷、中小企業の地域への貢献について記述しています。

2 段目、3 段目では、中小企業を取り巻く環境の変化を示すとともに、中小企業の自らの創意工夫による新たなチャレンジの必要性、また、チャレンジする中小企業に対して地域社会がその重要性を共有することや一体となって連携し支えていく必要性を記述しています。

4 段目では、商店街等が持つ地域コミュニティー機能や地域社会活動への参画、地域からの雇用、雇用を通じた女性や高齢者などの多様な人材の社会参画など中小企業の果たす様々な役割を記述しております。また、これらを担う中小企業の活力ある発展を地域社会が一体となって支え、その中小企業が地域社会と協働していくことにより活力の好循環が生まれると考えていること、さらには、これらの活力に次代を担う子供たちが身近でふれることにより、子供たちが夢を描き、新たな目標への意欲を高めることにつながり、ひいては小牧市民憲章で掲げる「希望と働く喜びのある活気あふれるまち」の実現につながっていくことを記述しています。

5 段目では、地域社会の発展及び市民生活の向上の実現を目指す上で、自らチャレンジする中小企業と共に中小企業の振興を図るため、条例を制定することを記述しています

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域社会の発展及び市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、小規模企業を含めた中小企業の振興についての基本理念を定め、市、中小企業者、小規模企業者、小牧商工会議所（以下「商工会議所」という。）等の責務等を明らかにし、これらが相互に協力するとともに、市の中小企業の振興に係る施策の基本となる事項を定め、これを総合的に実施することにより、もって中小企業の振興、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例の制定目的を明記しています。

【解説】

この条例は中小企業の振興に関する基本的な事項を規定することにより、その施策を推進し、本市の地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的としています。

なお、この条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を、市内外に示す、理念条例です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 市内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業を支援する事業を行うもの（商工会議所、支援機関及び金融機関を除く。）をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（中小企業団体及び金融機関を除く。）で、市内に事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、その他の金融業を営むもので、市内に事業所を有するものをいう。
- (6) 支援機関 国又は愛知県が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で愛知県内に事業所を有する法人及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第2項に規定する認定経営革新等支援機関で市内に事業所を有するものをいう。
- (7) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに愛知県内に所在する国又は愛知県が所管する公的研究機関をいう。
- (8) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者をいう。

【趣旨】

この条例において掲げる用語の意味を定めています。

【解説】

第1号では「中小企業者」、第2号では「小規模企業者」を定義しています。

「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項各号、「小規模企業者」とは、同法第2条第5項に規定する資本金、従業員数のいずれかの基準を満たす事業者をいいます。

中小企業者及び小規模企業者の定義

業種分類	中 小 企 業 者		
		小 規 模 企 業 者	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

ここに記載しているとおり、「中小企業（者）」という用語は「小規模企業（者）」を含む概念になっています。

この条例で「中小企業（者）」という場合は「小規模企業（者）」を含んでいますが、特に小規模企業（者）に限定して言及する必要がある場合は、「小規模企業（者）」という用語を用いています。

なお、この条例では、個々の経営体について明示する場合は「中小企業者」、中小企業全体を言う場合は「中小企業」というように、「者」の有無で使い分けています。

第3号では、「中小企業団体」を定義しています。中小企業を支援する事業を行う団体等を指しており、「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項及び第2項に規定する団体や「商店街振興組合法」第2条第1項に規定する商店街振興組合及びこれらに準ずる団体をはじめ中小企業家同友会など中小企業の支援を行う幅広い団体を指します。

第6号では、「支援機関」を定義しています。公益財団法人あいち産業振興機構、独立行政法人中小企業整備基盤機構中部本部など愛知県内に事業所があり中小企業支援を行う国や愛知県が所管する機関や市内に事業所がある認定経営革新等支援機関を指します。

第7号では、「大学等」を定義しています。大学、高等専門学校、県立高等技術専門学校等の教育機関や国・愛知県などの公的研究機関が含まれます。

第8号では、「市民」を定義しています。市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者を指します。

本市に関係する多くの皆様に、様々な形で中小企業の振興に協力していただくことが重要であり、「市民」の範囲は広くとらえることとしています。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

- (1) 中小企業の自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力が促進されることを旨とすること。
- (2) 中小企業が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）の確保が困難であると認められる小規模企業に対して、その経営の規模及び形態を勘案し、事業の持続的な発展に向けた支援をすることを旨とすること。
- (4) 中小企業者、市、愛知県、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民の協働により行うこと。

【趣旨】

中小企業の振興における基本的な考え方を明記し、これに基づき中小企業の振興を推進していくことを規定したものです。

【解説】

第1号では、中小企業基本法第3条に規定される基本理念に鑑み、中小企業者自らの多様で活力のある発展に向け、自ら事業展開を積極的に切り拓くような努力をすることを前提とし、中小企業自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力を促進するような取り組みが重要であることを規定しています。

第2号では、中小企業が地域社会の形成及び発展、地域からの雇用、雇用を通じた女性や高齢者など多様な人材の社会参画等を支えている状況から、その活動が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たし、不可欠な存在であるという認識を地域社会において中小企業振興に関わる者全体が持つことを規定しています。

第3号では、中小企業の規模は様々であり、特に小規模企業では、企業の持つ設備や技術、人材、資金などの経営資源を確保することが限られる状況が多いことから、小規模企業が、その経営の規模や形態を考慮し、事業の持続的な発展に向けた支援が図られるような取り組みが重要であることを規定しています。

第4号では、自ら努力をする中小企業の多様で活力ある発展に向け、中小企業者、市、愛知県、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民といった、中小企業の振興に関わる全てのものが、協働して中小企業の振興に取り組むことが重要であることを規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対応した適切な中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業の実態を把握するとともに、中小企業者、愛知県、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民と協力して、効果的に行うよう努めなければならない。

【趣旨】

中小企業の振興のための施策を推進していくために、市が担うべき内容について規定しています。条例では、「市の責務」とすることにより、強い位置付けとしています。ここでいう「市」とは、普通地方公共団体である本市に置かれている執行機関や教育委員会などの委員会も含めた小牧市全体を指します。

【解説】

第1項では、市は、経済の国際化、少子高齢化の進行、消費者の価値観の多様化など本市及び中小企業を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉え、中小企業の振興に関する施策を策定し実施することを規定しています。

第2項では、市は、中小企業の振興に関する施策の策定、実施にあたっては、中小企業の実態を把握し、中小企業振興に関わる地域の各主体と協力して効果的に行うことを規定しています。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対して自らの創意工夫のもと、事業計画に基づいた新たな事業の展開、販路の開拓等に取り組む等、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、商工会議所、中小企業団体等を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、中小企業者相互の交流に努めるものとする。

5 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

中小企業者の役割について「中小企業者の努力」として規定しています。基本理念にもあり、中小企業の振興の推進には、中小企業者自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努

力が必要であり、これを明確にしています。また、中小企業者は、社会的責任を自覚し地域の活動に貢献し、地域社会と協働することなどを規定しています。

【解説】

第1項では、中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応して事業の成長発展を図るため、事業計画に基づいた新事業展開や販路開拓等に取り組むなど、自主的かつ主体的に経営の改善や向上に努めることを規定しています。

第2項では、中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会確保、人材育成とともに、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）など労働環境の整備に取り組むよう努めることを規定しています。

※ワークライフバランスとは

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

第3項では、中小企業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図りながら、地域が行う催事、環境美化、防災・防犯などのまちづくりの活動に積極的に取り組み、地域社会と協働することで、地域社会の発展と市民生活の向上に貢献するよう努めることを規定しています。

第4項では、中小企業者は、基本理念に定める「自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力」を図るにあたり、中小企業者独自だけでは経営等に関わる情報が限られるため、商工会議所や中小企業団体等を積極的に活用して情報収集を行うことや中小企業相互の交流を行い、自らの経営力強化に努めていくことが重要であることを規定しています。

第5項では、中小企業者は、中小企業者の実態を把握するために行うアンケートに回答する等、市が実施する中小企業の振興に関する施策について、協力するよう努めることを規定しています。

（小規模企業者の努力）

第6条 小規模企業者は、基本理念にのっとり、地域の特徴を生かした事業活動に取り組むとともに、経済的社会的環境の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、他の小規模企業者又は多様な主体との連携及び協働を推進し、自主的かつ創造的にきめ細やかな技術の向上を図り、円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。

【趣旨】

中小企業者のうち特に小規模企業者の役割について「小規模企業者の努力」として規定しています。特に経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）の確保が困難である小規模企業者において必要な取り組みについて規定しています。

【解説】

第5条に定める「中小企業者の努力」のほか、小規模企業者が、経済的社会的環境の変化に対応して事業の持続的な発展を図るためには、経営資源を有効に活用することができるよう小規模企業者同士や多様な主体との連携、協働を行い、自らの知識や技術を向上させ、円滑で着実な事業の運営に努めることが必要であることを規定しています。

(商工会議所の努力)

第7条 商工会議所は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の発達、改善及び革新のための取組を積極的に行うものとする。

2 商工会議所は、中小企業者の実態を把握し、自らの事業活動に反映するとともに、商工会議所の会員相互の関係強化の促進及び他の団体との連携を図るよう努めるものとする。

3 商工会議所は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

商工会議所の役割について「商工会議所の努力」として規定しています。中小企業の振興を推進するために、商工会議所が担っていく取り組みについて規定しています。

【解説】

第1項では、商工会議所は、中小企業の抱える様々な経営課題に関し、事業者に伴走し支援を図ることで経営の発達・改善・革新に資する役割を担っていることから、その活動を通じて中小企業の振興に取り組むことを規定しています。

第2項では、商工会議所は、自らの中小企業振興に対する事業活動がより効果的なものとなるよう中小企業者の現状を把握し事業活動の取り組みに活用するとともに、会員企業間の情報交換の場の提供や企業間連携の促進、また、他の団体との連携により中小企業の振興に努めることを規定しています。

第3項では、商工会議所は、市が実施する中小企業の振興に関する施策の方向性を共有し、足並みの揃った取り組みができるように協力するよう努めることを規定しています。

(中小企業団体の努力)

第8条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

中小企業団体の役割について「中小企業団体の努力」として規定しています。中小企業団体は中小企業の事業の改善発達支援や協同して経済事業を行う団体であることから中小企業の振興に

対して一定の努力を求めるものです。

【解説】

中小企業団体は、加入する会員及び組合員又は支援の対象となる事業者の事業の成長発展に向け、中小企業者自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力が促進されるよう取り組むとともに、自らの事業活動を通じて中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むこと及び市が実施する中小企業の振興に関する施策についての必要な情報の周知等について、協力するよう努めることを規定しています。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業者の成長発展に配慮するように努めるとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

「大企業者の役割」について規定しています。大企業は中小企業と比較して事業所数は少ないものの、中小企業に対して大きな影響力を有していることから、中小企業の振興に対して一定の役割を求めるものです。

【解説】

第1項では、大企業者は、中小企業者に対し事業機会の拡大等によりその成長発展に配慮するように努めるとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持・発展には欠かせない重要なパートナーであることを認識し、中小企業者との連携に努めることを規定しています。

第2項では、大企業者は、パートナーである中小企業が発展することにより、地域経済が活性化し、さらに中小企業が地域社会と協働することで、結果として地域社会が発展し市民生活も向上するという好循環につながるなど中小企業の果たす役割の重要性を理解し、自らの事業活動を通じて、中小企業の成長発展に寄与することを規定しています。さらに、市が実施する中小企業の振興に関する施策について、協力するよう努めることを規定しています。

※中小企業基本法第7条第3項では、「中小企業以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係のあるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにならなければならない。」と規定されています。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、各中小企業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うことにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

「金融機関の役割」について規定しています。金融機関は中小企業が事業活動を行ううえで資金供給等において密接な関係であり、中小企業の経営課題の解決に対して果たす役割が大きいことから、中小企業の振興に対して一定の役割を求めるものです。

【解説】

第1項では、金融機関は、中小企業者がおかれている状況を配慮し、その中小企業者に適した資金供給を図ること、必要な情報の提供、経営についての相談などのコンサルティング機能を発揮することなどにより中小企業の発展に協力するよう努めることを規定しています。

第2項では、金融機関は、自らが事業展開を行う地域において、地域から多くの従業員を雇用する中小企業が発展することにより、地域経済が活性化しさらに地域社会と協働することで、結果として地域社会が発展し市民生活も向上するという好循環につながるなど中小企業の果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策について、協力するよう努めることを規定しています。

(支援機関の役割)

第11条 支援機関は、基本理念にのっとり、多様化及び複雑化する中小企業者の経営課題に対し、課題解決に向けた事業計画の策定の支援等の専門性の高い支援を通じ、中小企業の経営力の強化に努めるものとする。

2 支援機関は、自らの専門性の高い知識及び事業活動を通じて、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

「支援機関の役割」について規定しています。支援機関は税務、会計はもとより、経営、財務、マーケティング、情報発信、技術開発など経営に関する専門的知識を用いて、中小企業の様々な経営課題の解決に対し支援を行う機関であることから中小企業の振興に対して一定の役割を求めるものです。

【解説】

第1項では、支援機関は、様々な中小企業者が抱える経営課題に対し、自らの専門性の高い知

識を活用し事業計画の策定を支援するなど中小企業の経営力の強化に努めるよう規定しています。

第2項では、支援機関は、専門性の高い知識や中小企業支援に向けた事業活動の連携などを通じて、中小企業の成長発展に寄与できるよう、市が実施する中小企業の振興に関する施策について、協力するよう努めることを規定しています。

(大学等の役割)

第12条 大学等は、基本理念にのっとり、民間企業並びに国及び地方公共団体との連携を通じた研究開発等により、中小企業の成長及び発展に寄与するよう努めるものとする。

2 大学等は、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

「大学等の役割」について規定しています。大学等は優れた人材の育成や研究開発及びその成果の普及を通じた中小企業の振興に対して一定の役割を求めるものです。

【解説】

第1項では、大学等は、民間企業、国や地方公共団体との連携を通じ、中小企業の新商品・新技術の研究開発などを行うことにより、中小企業の事業の拡大及び技術の高度化に貢献し中小企業の成長及び発展に寄与するよう努めることを規定しています。

第2項では、大学等は、優れた人材の育成や学生への中小企業の情報の提供、中小企業との研究開発やその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の振興に関する施策について、協力するよう努めることを規定しています。

(市民の理解及び協力)

第13条 市民は、中小企業の振興が地域社会の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内において生産され、製造され、又は加工された物を消費し、市内で提供されるサービスを利用する等により、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

「市民の理解及び協力」について規定しています。市民に対して、中小企業の果たす役割を理解し、中小企業の健全な発展に協力することを求めています。

「協力するよう努めるものとする」とは、市民に対して協力することを義務づけるものではなく、あくまで自発的な協力を期待するものです。

【解説】

市民は、地域で多くの従業員を雇用する中小企業が発展することによって地域経済が活性化し市民生活も向上するなど中小企業の担う役割の重要性を理解していただくとともに、市内にて生

産、製造、または加工された物やサービスの利活用に努めるなど、中小企業の振興に協力を期待することを規定しています。

(経営の安定化)

第14条 市は、中小企業の経営の安定化を図るため、中小企業者の経営資源の強化及び資金調達
の円滑化に向けた施策を促進し、中小企業の経営基盤の強化に努めるものとする。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行、透明かつ公正な
競争及び契約の適正な履行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

【趣旨】

本条から第21条にかけて、中小企業の振興の基本的施策として、市が取り組む中小企業の振興
についての方向性を規定しています。

地域社会と市民生活を支えている中小企業の成長発展にあたり、まずは中小企業の経営の安定
化を図る必要があるため、市が行うべき取り組みについて規定しています。

【解説】

第1項では、近年、本市においても廃業率が開業率を上回り、廃業の多くは小規模な企業である
ことから、中小企業の成長発展には経営の安定が不可欠であり、中小企業者の経営資源（設備、
技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源）の強化や資金の調達の円
滑化等の経営基盤の強化を促進することを規定しています。

第2項では、本市が発注する工事や物品・役務の調達等において適正な予算執行や公平な競争
及び適正な契約履行に留意しながらも、市内中小企業の成長発展を考慮してその受注機会の増大
に努めることを規定しています。

(新事業展開の促進)

第15条 市は、中小企業者が自らの創意工夫と主体的な努力によって新たな事業展開に挑戦する
ことを促進するため、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 中小企業者の新事業への進出及び企業立地を促進すること。
- (2) 中小企業者相互の連携及び中小企業者、大企業者及び大学等との連携を図り、新商品及び新
技術の研究及び開発並びにその成果の普及を促進すること。
- (3) 中小企業者の販路拡大及び成長が見込まれる分野への進出を促進すること。
- (4) 創業を促進すること。

【趣旨】

市民の暮らしを支える地域の都市基盤や福祉・教育などの行政運営をはじめ本市の都市経営を
持続的に安定したものとするためには、経済的社会的環境の変化に対応した厚みのある産業基盤
を確立していくことが必要です。このため企業誘致や新たな起業、市内企業の新たな事業展開な
ど、チャレンジする中小企業の新事業展開を促進する必要があります。市は、これら中小企業の成長

発展に向けた取り組みへの支援に努めるよう規定しています。

【解説】

第1号では、中小企業の新事業への進出及び企業の立地を促進することを規定しています。新事業とは、異分野への進出のほか、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売方式の導入など、第2創業を含め中小企業の新たな事業活動を指します。

第2号では、経営資源が限定された中小企業において、新商品・新技術の研究、開発等の新たな価値を創造する活動は重要である一方、非常に課題が多い活動となります。中小企業者相互の連携や大企業者、大学等との連携を積極的に図り、不足する経営資源を補完することで、新商品・新技術の研究、開発への取り組みやその成果の普及を促進することを規定しています。

第3号では、中小企業が自らの成長発展のため、自社の経営資源を活かし、販路拡大や今後成長が見込まれる分野への参入など事業範囲の拡大を促進することを規定しています。

第4号では、本市においても、廃業率が開業率を上回っている状況であり、小規模な事業所を中心に事業所数が減少していることから、事業所の設立を目指す方々の創業が促進されるように取り組むことを規定しています。

(人材の育成及び確保の支援)

第16条 市は、中小企業の経営の安定化及び新たな事業展開の促進を図るとともに、中小企業の事業の継続に資するため、中小企業を担う人材の育成及び確保並びに雇用の促進に努めるものとする。

【趣旨】

経営資源である人材の育成や確保、雇用の促進が中小企業の経営の安定化や新事業展開の促進、ひいては事業の継続に必要であるため、それらの取り組みについて規定しています。

【解説】

市は、中小企業の経営の安定化や新事業展開の促進を図るには、経営資源である人材の確保や育成が図りやすい環境を整えることが重要であること、また、中小企業が事業の継続を続けていくうえで後継者の育成や事業の主体となる人材の育成・確保が重要な要素であることから、市は、中小企業を担う人材の育成や確保、雇用の促進に努めることを規定しています。

(地域商業の活性化)

第17条 市は、小売業、サービス業その他の商業を営む者が行う商店街の事業等、商業の活性化に資すると認める事業への必要な支援に努めるものとする。

【趣旨】

少子高齢化社会が進展する今日において、商店街など地域の身近な店舗は高齢者にとっても重要なものとなってきます。地域商業の活性化のための商店街の事業など必要な支援に努めることを規定しています。

【解説】

市は、小売業、サービス業その他の商業を営む者が行う商店街の事業等、商業の活性化のために行う事業に対し、市は、必要な支援に努めることを規定しています。

(職業観及び勤労観の育成)

第18条 市は、児童及び生徒の職業観及び勤労観を育成し、小牧市民憲章（昭和60年5月15日制定）に掲げる「希望と働く喜びのある活気あふれるまち」の実現につなげるため、児童及び生徒に対し、職業に関する体験の機会の提供等に努めるものとする。

【趣旨】

様々な側面から中小企業振興を担うのは「人」であり、市においては「次世代を担うひとづくり」が大切と考えます。児童等の職業観・勤労観を育てることが新たな夢や目標への意欲を高めることにつながり、これからのまちづくりにおいて重要な取り組みと考えられます。

【解説】

学校教育における職業観等の育成いわゆるキャリア教育が児童等の自らの将来を考えるうえで重要であり、就業意識の向上や起業への関心の高まりなど、それらが小牧市民憲章に掲げる「希望と働く喜びのある活気あふれるまち」の実現につながっていくことから、市は、職業体験の機会の提供等に努めることを規定しています。

(小規模企業者への配慮)

第19条 市は、小規模企業者に対する中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営の規模及び形態を勘案し、必要な情報を提供する等の配慮に努めるものとする。

【趣旨】

本市において地域経済をけん引するとともに地域社会の担い手として重要な役割を担っている小規模企業に対して、経営の規模・形態に応じた支援が必要であることを規定しています。

【解説】

経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源）の確保が困難な小規模企業者に関して経営の規模・形態を考慮して、補助金をはじめとした各種の情報が届きやすい提供方法を考慮するなどの市の配慮について規定しています。

(施策の推進に係る措置)

第20条 市は、第14条から前条までの中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業者等の意見の聴取その他の調査により当該施策の実施の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

効果的な中小企業の振興に関する施策を推進していくため、中小企業の意見を聞き実態を把握するとともに、施策に反映していく取り組みを講ずることを規定しています。

【解説】

中小企業の振興に関する施策に当たっては、中小企業の現状や課題、また課題解決に向けた方法などについて、企業訪問や意見交換の場を設けるなど中小企業者等の意見を聴取するとともに施策の実施状況を把握し、その結果によって、市が必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(財政上の措置)

第21条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

市が中小企業振興に関する具体的な事業を実施するため、必要な予算措置を講ずるよう努めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

【解説】

本条例の効力が発生する日を定めています。